

保健医療計画（7期）における機能別医療機関選定要件

○ 糖尿病の初期・安定期治療を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関を糖尿病の初期・安定期治療を担う医療機関として位置づけた。

〈選定要件〉

- ① 日本糖尿病学会等による診療ガイドライン等に則した診療が実施可能であること。
- ② 糖尿病の診断及び専門的指導が可能であること。
- ③ 糖尿病の初期・安定期治療を担う医療従事者を対象とした研修会に参加することが可能であること。（年1回以上）
- ④ 栃木県等が作成する糖尿病の初期・安定期治療を担う医療機能について説明するポスター等の施設内掲示が可能であること。
- ⑤ 糖尿病の合併症の評価が可能（他の医療機関と連携し確実に実施できる場合を含む。）であり、合併症について患者等に十分説明できること。
- ⑥ 患者に対し、治療中断しないよう働きかけることができること。
- ⑦ 栃木県等が作成する糖尿病治療の重要性等に関する啓発資料を活用し、患者へ食事療法、運動療法、治療継続等の必要性に係る啓発が可能であること。
- ⑧ 糖尿病の評価に必要な検査（OGTT、HbA1c 等）が実施可能であること。
- ⑨ 血糖コントロールが困難な患者を、専門治療を担う医療機関に紹介し、糖尿病連携手帳を活用し情報を共有することが可能であること。
- ⑩ 生活習慣の改善（食生活・運動等）の指導を中心とし、必要に応じて薬物療法を加えた治療を行うことが可能であること。
- ⑪ 自施設職員または他施設や栃木県栄養士会等と連携し、管理栄養士による栄養指導が実施可能であること。
- ⑫ 低血糖時及びシックデイの対応が可能であること。
- ⑬ 合併症の治療が必要な場合、糖尿病連携手帳等を活用し、合併症治療を担う医療機関への紹介が可能であること。
- ⑭ 眼科と連携して、眼科的な定期検査を確実に実施することが可能であること。
- ⑮ 市町や保険者が糖尿病重症化予防プログラム等に基づく保健指導を実施するために、患者の同意を得て、情報提供を行うなど必要な協力を行っていること。
- ⑯ 糖尿病の予防、重症化予防を行う市町及び保険者、薬局等の社会資源と情報共有や協力体制を構築するなどして連携していること。